

平成30年7月豪雨で被災されたみなさまへ

建設連合国民健康保険組合では、平成30年7月豪雨で被災された方の**保険料を免除します**。

1. 対象となる方

平成30年7月豪雨により組合員の住家が全壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方です。
(一部損壊や床下浸水などは、対象外です。)

2. 必要書類

上記の1の内容が記載された**公的機関が発行する罹災証明書**(コピー可)です。

※ 罹災証明書の入手方法は、お住まいの市町村の担当課にお尋ねください。

3. 免除期間

平成30年7月から平成30年9月の3か月分です。

4. 申請方法

2の罹災証明書を用意して、所属の支部に連絡してください。

5. 納付済の保険料

既に納められた保険料の扱いは、所属する支部に相談してください。

6. しめきり

平成31年6月28日(金)までに所属する支部に申請してください。

連絡先: 所属する支部
又は本部(本部フリーダイヤル 0120-56-1501)

裏面もご覧ください

平成30年7月豪雨で被災されたみなさまへ

建設連合国民健康保険組合では、平成30年7月豪雨で医療機関等を受診した際の**一部負担金等を免除します。**

1. 対象となる方

- (1) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用地域に住所を有する方であって、次の(2)に該当する方です。
※ 災害の発生以後、他市町村へ住所変更した方は所属の支部に相談してください。
※ 災害救助法の適用地域は、下記のとおりです。その他の地域は対象外です。
- (2) 以下のいずれかに該当する方です。
- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

2. 免除を受ける方法

免除該当者であることを保険医療機関等の窓口で申告してください。

3. 免除の範囲

一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費に係る自己負担額です。
(入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額は対象外です。)

4. 免除期間

平成30年10月31日までです。

災害救助法の適用地域(平成30年8月10日現在)

岐阜県 高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町 **京都府** 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町 **兵庫県** 富岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神埼郡市川町、神埼郡神河町 **鳥取県** 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町 **島根県** 江津市、邑智郡川本町 **広島県** 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市 **愛媛県** 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市 **高知県** 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町 **福岡県** 飯塚市、久留米市

連絡先: 所属する支部
又は本部(本部フリーダイヤル 0120-76-1703)

表面もご覧ください